
◎開 会

委員長 ただいまから平成23年4月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を八田委員にお願いします。

議題に入ります前に、私からご紹介いたします。

このたび、瀧田泰子委員が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得、改めて4月2日付にて、市長より任命をお受けになりました。任期は、平成27年4月1日まででございます。

それでは、恐縮ですが、瀧田委員より、一言ごあいさつをちょうだいしたいと思います。よろしくをお願いします。

瀧田委員 瀧田でございます。また、再任という形で務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

私が委任を受けましたのは、平成15年、社会教育の分野からということで、今までの活動を土台にした発信ができるのかと云う思いでお受けいたしました。実質的な教育改革が始まりまして、学校の統廃合、それから選択制など、大変な波の中を、いろいろな思いをしながら駆け抜けました。

そして、ことは、教育の指導内容そのものの大きな進展が、目の前にありましてそれも緊張の走るところでございましたところに、また今まで経験したことのない東日本大震災という、社会的にも大きな大きな課題がおこりました。その歴史に残る2つの場所に私が存在させていただいて、大切な立場に身の引き締まるというか、どうしていいかわからないぐらいの緊張を感じながら、ここにおります。

今までとは違って、社会がここで大きく変わるというのは、もう目に見えておりますが、教育とか、技術、経済すべての面で課題があり、日本中が力を一つに結集していかなくてはならない時、社会教育の立場のみにとらわれず、時代の要求の中で広い視野から教育を考えなくてはなりません。ゼロからの出発のつもりで、勉強をさせていただくつもりでおりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長 どうもありがとうございました。

◎議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めます。本日の議題は、委員長職務代理者の選任及び議案が3件となっております。

◎委員長職務代理者の選任について

委員長 初めに「委員長職務代理者の選任について」を議題とします。

委員長職務代理者が、瀧田委員の任期満了に伴い、この4月2日より不在となっております。よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定により、委員長職務代理者の選挙を行います。なお、任期は、本日平成23年4月14日から平成24年4月13日までの1年間でございます。

この議題は、人事案件ですので、秘密会とさせていただきますが、いかがでしょうか。

お諮りします。松戸市教育委員会規則第13条により決をとらせていただきます。これより行う教育委員会会議を秘密会とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認めまして、本議題については秘密会とします。

松戸市教育委員会会議規則第14条及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条お規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴人の方はご退席願います。

お残りいただきますのは、生涯学習本部長、学校教育担当部長、生涯学習本部審議官、企画管理室長、以上でございます。その他の方は、しばらくご退席願います。

(以後、秘密会)

委員長 ご報告いたします。ただいまの会議によりまして、川村委員が委員長職務代理者に選任されました。

それでは、選任されました川村委員に、一言ごあいさつお願いいたします。

川村委員 今、本当に責任の重さをひしひしと感じています。瀧田、ベテラン教育委員さんの

ようにうまくいくかどうかわかりませんが、委員長の補佐役として精いっぱい務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 どうもありがとうございました。

瀧田委員も、どうもご苦労さまでした。

◎松戸市教育功労者の表彰について

委員長 それでは、引き続き議事を進めてまいります。

初めに、議案第23号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

ご説明願います。

社会教育課長 議案第23号です。

すみません。タイトルに誤植がございまして、「松戸市教育功労賞」とありますが、正しくは「松戸市教育功労者」でございます。

松戸市教育委員会表彰規則第2条第1項第5号の規定に基づき、次の者に感謝状を贈呈する。贈呈する方ですが、渥美省一さんです。

提案理由といたしましては、松戸市社会教育委員として、社会教育の向上に多大な功績があったためでございます。この渥美さんでございますが、昨年、委嘱につきましてご承認いただきまして、任期が2年でございますので、本来ですと、来年の5月いっぱいまで任期があるわけでございますけれども、このたび一身上の都合ということで、辞任届が出されました。事務局として、慰留に努めてまいりましたが辞任やむなしに至りました。辞任にあたって感謝状を贈呈したいということです。

次のページに、推薦調書がございます。

渥美さんの経歴でございますが、平成10年6月から社会教育委員としてお務めいただきました。12年とありますが、実際は12年と7カ月になります。この間、平成21年に県から功労者として受賞をされておりますし、あわせて東葛地区からも賞を受けていらっしゃいます。

功績につきましては、本当に長い間にわたりまして、松戸市の社会教育の向上のために、ご尽力をいただきました。それに対しまして、感謝状を贈呈したいということで、今回、お願いするものでございます。

以上です。

委員長 ありがとうございました。

議案第23号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 この推薦及び表彰については、もちろん異論のあるところではございませんでして、大変長い間においてご尽力をされたことに感謝したいと思います。

今のに関連しての質問なんですけれども、残りの方の人数と構成がどうなっているかということと、恐らく後任者といいますか、その欠員に関しての今後の方向性ということに関して教えていただければ。

ちょっとそれに関連しますけれども、大体どういった年齢の方がほかの委員さんにいらっしゃるのかということもあわせてご説明いただきたいと思います。お願いします。

社会教育課長 当初9名の委員さんでございましたので、渥美さんが抜けられ、現在8名ということになります。

後任につきましては、前回もお話ししましたけれども、現在社会教育委員さん方は研究活動として、生涯学習社会における社会教育の役割というテーマによりまして、芸術文化活動についてまた青少年活動についてというような形で研究を既に進めている最中でございますので、今回は欠員のままでいきたいと思います。

研究の結果につきましては、今、協議が半ばほどまで進んでおりますので、中間報告的な形で、教育委員の皆様にご報告の機会を設けさせていただき、また最終的には、来年の5月までの任期の中でまとめていただきたいというふうに考えております。

それから、年齢でございましょうか。

山田委員 差し支えない程度で結構でございます。

社会教育課長 40代の委員さんがお2名、50代の委員さんが3名、あと60代以上の方が3名という構成でございます。来年の委嘱がえのときには、新たにお問い合わせの方が入ってこられるかと思っております。

以上です。

委員長 よろしいですか。

山田委員 はい、ありがとうございます。

委員長 ほかにいかがでしょう。

瀧田委員 研究課題が今あるというお話を伺いましたが、その緊急課題の結果についても、まとめというのはいつごろできて、そしてその結果を、私どもに教育委員会でお示しいただけるチャンスがありますか。

社会教育課長 以前も、結果が出てからではなくて、やはり途中の時点で、一度意見交換をぜひしたいというお話もありましたので、社会教育委員の皆さんには、6月に次の会議がございますので、それ以降に事務局と調整しまして、この教育委員会会議でその時点でのご報告をし、ご意見をいただきたいと思っております。

来年の5月いっぱい任期でございますので、3月中ぐらいに、ひとまず形をつくっていただき、それ以降、任期の範囲の中で最終のご報告をさせていただくという形になろうかと思っております。

瀧田委員 はい、ありがとうございました。

委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

委員長 ご意見がございませんようでしたら、質疑及び討論は終結し、採決したいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、議案第23号の質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第23号につきましては、原案どおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第23号は議案どおり決定いたしました。

◎松戸市功労者の表彰について

委員長 それでは、引き続きまして、議案第24号「松戸市教育功労者の表彰について」、学校医等を議題といたします。

ご説明願います。

保健体育課長 それでは、議案第24号「松戸市教育功労者の表彰について」、ご説明いたします。

最初に、提案理由ですが、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師と勤務されていた先生方が、平成23年、この3月31日をもってご退任されたことから、これまでの多大な功績と労苦に感謝の意を表し、表彰するためにご提案するものでございます。今回、ご提案させていただきました学校医、学校歯科医、学校薬剤師につきましては、松戸市教育委員会表彰規則第2条第5号に該当するものでございます。

議案書2枚目をごらんいただけますでしょうか。

ごらんいただいておりますように、今回の表彰対象者は、学校医6名、学校歯科医1名、学校薬剤師4名でございます。学校医として経験の長い方は、上から2番目の黒澤先生で41年、短い方は下から4番目の今井先生の11年となっております。それぞれの先生のご経歴等につきましては、3枚目以降の推薦調書に記載のとおりでございます。いずれも、長い年月にわたりまして、児童・生徒の健康の保持・増進と学校保健の推進のためご尽力いただきました先生方でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第24号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

八田委員 11名のうち2名の方を除いて、もう30年以上、学校の生徒さんの健康管理などに努められてきてまして、本当にご苦労さまでしたと申し上げたいと思います。何人か、身近な方もおられますし、特に上から4番目の林幹朗先生という先生は、学校医の経歴は28年ですけれども、小児科医としては非常に生徒さんの健康管理に努められておられた先生です。本当に、私はご苦労さんと申し上げたいと思います。

以上ですね。

山田委員 これは、保健体育課のほうで、今配置されているかどうかわからないんですけども、先ほどの社会教育委員の年齢をお聞きしたのもそうなんですが、開業医の先生方も、八田先生のほうがもしかしたらお詳しいかと思っておりますけれども、感覚的に言うと、結構年配の先生方が、やはり多く学校医として、その学校、教育現場で健康を見てもらったということで、ここでは、今回表彰ということで、ここで一区切りという先生方であろうと思います。

今後、こういったことを、引き続きこの後、後任を、やはりどなたか、先生が担ってらっしゃると思うんですけども、どうも気になるのは、年齢的にそういう公のことに力をかけていただける方が、今後、なかなかお願いできない状況になっていくようなことなのか、あるいはそこはそれで、それなりに地域の医療は、この学校教育の現場でも提供されていく見込みがあることなのか、今後に向けてどうでしょうか、八田先生に、ひとつ、まず質問いたします。

八田委員 はっきり、まず申し上げますと、医師会の内部で調整してるんです、年齢をどこまでとって。少し言葉にふさわしいかどうかわかりませんが、やはり長くお務めになられた方というのは、それだけのいろんなあれがあるんですね。勲章の問題だとか、いろんな関

係があるものですから、非常に熱心におやりになってますけども、医師会としては、やはり若い先生方を投入して、ある年齢になりますと後輩に譲るといようなことのシステムができてるといことは申し上げたいと思います。

保健体育課長 今のご質問なんですが、学校医、約150名おります。それから、学校歯科医が152名、それから学校薬剤師が41名と。今、八田委員からもありましたが、後任に関しては、医師会のほう、また歯科医師会、学校薬剤師会から、それなりの幅広い、その中からご推薦をいただきまして委嘱するといような形をとっております。

山田委員 わかりました。安心いたしました。

委員長 見方を変えて云えば、それだけ松戸市にはお医者さんがおられるということですね。ありがたいことですね。

ところで、松戸市の医師会に登録されているお医者さんは、どのくらいいるんですか。

八田委員 だんだん減ってまして、二百幾らですかね。

委員長 200名。

八田委員 だんだん減ってきてまして。

委員長 そのうち150名が校医さんとしてご協力いただいている。

八田委員 ほとんど地域に入っているということで、幾つかの学校を兼務しているところもあります。

委員長 そういうことですね。つまり、小学校44、中学校20で計64校、高等学校も入れると65校になります。校医先生が150人ということは、一人で平均2校から3校を担当されている計算になります。

八田委員 ですから、ここの3ページ以後に書いてあったのを、何校か兼務していますよね。

委員長 ということですね。

ところで、ここで審議いたしますのは、校医先生、歯科医師の先生、それから薬剤師の先生の表彰についてのみです。校医に就任していただくことについては、医師会等の機関で決定していただいていることになります。そういうことですね。

八田委員 はい。

委員長 医師会等と事務局で十分に検討されていると思いますが、松戸市のドクターの数がきょう、初めてわかりました。ありがとうございました。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、議案第24号につきましては、これで質疑及び討論は終結し、採決いたします。

議案第24号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第24号は議案どおり決定いたしました。

◎松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

委員長 次に、議案第25号「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

保健体育課長 それでは、引き続きまして、保体課のほうからご説明いたします。

「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、ご説明いたします。

最初に、提案理由ですが、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則の改正に準じ、学校医等の障害補償における外貌障害に係る障害等級の男女差を解消するため改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、規則第6条で、障害補償における障害等級に該当する障害を定める別表第3に規定する障害等級のうち、公務上の事故で頭や顔、首といった外貌、すなわち日常的に人目につく部分に火傷や傷あとなどが残った場合の障害等級の認定基準を改めるもので、2つの内容からなっています。

1つ目は、障害等級の男女差の解消をするものです。これは、現在、男女別となっている障害等級について、男性の等級を女性の等級に引き上げる形で改正し、障害の程度に応じ、男女とも同一の等級として評価するというものでございます。2つ目は、外貌障害に係る障害等級の新設です。これは、医療技術の進展により、傷あとの程度を相当程度軽減できる障害を新設する、第9級として評価するというものです。

なお、今回、障害等級の男女差の解消を行うことになった背景としましては、7ページの資料の新聞の切り抜きの写しにもございますように、昨年5月27日に労働災害保険の障害補

償の認定について、男女の障害等級に5等級の差を設けていることは違憲であるとの京都地方裁判所の判決が下り、6月10日に確定したことを受け、厚生労働省が障害等級の見直しに関する検討会を立ち上げ、審議等を経た上で改正に至ったものです。

以上です。

なお、現時点では、該当者はありません。

委員長 議案第25号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

川村委員 4ページの改正案のところを見ていきますと、第9級「外貌に相当程度の醜状を残すもの」というのと、それから第12級の14ですね、「外部に醜状を残すもの」、この違いについて、参考までに聞かせてください。

保健体育課長 「外貌に相当程度の醜状を残すもの」と、これに関しましては、原則として、顔面部の長さ5センチメートル以上の線状痕で、人目につく程度以上のものを言うてあります。

また、外貌の単なる醜状、いわゆるここには「外貌に醜状を残すもの」とありますが、これは次のいずれかに該当する場合で、人目につく程度以上のものということで、1つ目は頭部に当たっては鶏卵大、卵の大きさの面以上の癍痕または頭蓋骨の鶏卵大以上の欠損、顔面部に当たっては10円銅貨以上の癍痕または長さ3センチメートル以上の癍痕、または長さ3センチメートル以上の線状痕となっております。頸部に当たっては、頸部に当たっては、鶏卵大面以上の癍痕ということでありまして。

以上です。

川村委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

委員長 法律用語としては、著しい醜状、相当程度の醜状、それと何にも形容詞のつかない醜状、その3段階に分けたわけですが、それらをどういうふうに区別するかということ、ただ今説明していただいたような基準に従うということです。

山田委員 多分、現在はこの適用例とかはないというお話で、これは、一番最初に戻ると、これは校医の先生方の公務災害の一つとして、お医者様が何らかの学校の校医としての、行き帰りも含めての間ということでしょうが、なかなかこれに該当する例はない。

今考えておりましたのは、子供たちの保険についての見直しが時々議案で出てまいりますが、あれはこういう時限の話では、たしかないですよ。単純に事故が起きたらということで、それは1件当たり幾らかというような形です。ちょっともう少し広く適用されるケー

スがあるのかなと思って考えておりました。

委員長 これは労災認定をする際に男女差があっては憲法14条に反するという事です。子供は労災に関係ありませんので、別の議論になりますね。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第25号につきましては、質疑及び討論は終結し、採決いたします。
議案第25号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第25号は議案どおり決定いたしました。

◎小中学生等に対する社会教育施設等の無料化の報告について

委員長 次に、報告等です。

「小中学生等に対する社会教育施設等の無料化の報告について」であります。

ご説明ください。

社会教育課長 「小中学生等に対する社会教育施設等の無料化の報告について」、これは前回の教育委員会会議で規則改正のときにちょっと触れましたけれども、こういう形で周知を図りましたということでございます。

資料をめくっていただきまして、2ページ目、これはホームページに掲載した内容でございます。3ページのところはチラシでございます。ホームページ、また広報につきましても4月1日に掲出いたしました。チラシにつきましては、該当する施設を初め、私立も含み市内の小中学校、市民センター及び関係機関などに3月中に配布をして、周知に努めました。また、3月の最後の校長会でもご紹介をさせていただきました。こういう形でPRをさせていただいたというご報告でございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

何かご質問等ありますか。

瀧田委員 子供たちに、PRをしていただく必要があるというようなことを前回お願いした、その結果、こういうふうな形にしましたよということだと思んですが、とてもわかりやすくいいと思います。この広報によって、利用者がふえるということが目的なわけですから、

その利用者の推移というんですかね、それを各施設が丁寧にとっていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

社会教育課長 ありがとうございます。利用の推移を把握すること各施設に確認をしております。

委員長 ほかに、何かございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、本日の議題は以上となります。

◎その他

委員長 その他に移ります。

委員の皆さん、何かございますか。

山田委員 これは来月以降なんですけども、言語活用化の関係が、また新しい形で動き出していると思いますので、何か進捗というか問題点というか、何かあれば、ぜひ教えていただければということで、決して興味本位ではないんですが、改善できるアイデアが何かないだろうかということをおもひで協議を、ぜひお願いします。来月以降ご準備の話でも結構です。

教育長 まだ始まってないので、ちょうどやるときに、初期段階の話は報告したいと思います。

委員長 市民の皆さんも関心をお持ちだと思いますので、ここで報告していただいて、議事録に残し、それをホームページに載せるという手続をとりたいと思います。

あと、震災にあわれた小中学生の受け入れ等は、市民の皆さんにも関心ある事柄だと思いますけれども、何かありますか。

担当部長 それでは。

委員長 はい、お願いします。

担当部長 今現在、小学生は36名、中学生が11名、それから高等学校、市立の高等学校ですが1名、先週の7日、8日の入学を迎えている状況です。

各学校の、この児童生徒についての支援の状況ですけども、卒業生や保護者、PTAに呼びかけをして、学用品であるとか。そのほかのものについて、ランドセルも含めて準備をしている状況です。それから、市の支援金の呼びかけにも、小学校12、中学校3、きのうの段階で、1件、被災はしたものの、4月からこちらのほうに転居の予定であったというような

ことで、私は、被災はしているものの、この申請はご辞退いたしますというようなことで、丁寧な、そのお断りの電話も入ったという報告を受けています。それぞれのご家庭の考え方で、今現在厳しい状況ではありますけども、新たな一歩を踏み出したという状況でございます。

以上でございます。

委員長 それに関連してお尋ねしますが、人数はわかりましたけど、受け入れ学校数はどうですか。

担当部長 小学校につきましては17でございます。

委員長 17校ということは、大体平均すると2名。

担当部長 はい。そして、多いところで4名。4名のところが2校であります。そのほかのところは、2名ないし1名というような状況です。

委員長 中学校は。

担当部長 中学校が、7校です。そして、中学校では、2名ないしは1名という状況で、7校であります。市立松戸高校につきましては、3年生、国際人文科に編入し、東京の大学へぜひ進学したいという強い意志を持っているそうです。

委員長 恐らく、詳しい数字は確保してるとは思いますけど、小学生でいうと学年がどのくらいかと、中学校も学年がどのくらいかというのがありますよね。

担当部長 はい、あります。

委員長 それは、ここではお聞きしませんが、どういう対応をされるかは学校長にある程度任せることになるんですか。

担当部長 ええ。校長会議、教頭会議の折に、学務課長から、人権に特に配慮する心のケア、あるいは物的ケアも含めてしていきましようと呼びかけました。

委員長 そうですね。

いただいた資料によると、修学旅行や林間学園という項がありますね。場合によっては、その子供たちが一緒に行くということもあり得るので、その場合には、こういう費用についてもさまざまなケアが必要になってくるということですよ。

担当部長 就学援助関係については、書類を上げていただいて、6月ぐらいにというようなことが通常ですけども、今回、この被災地からおいでの児童生徒については、通常の手続よりも早くできますように、いろいろな書類についても、とにかく校長からのそういう文言1つで手続ができるようにということで、別立てで準備をするように努めていますので、修学旅

行や林間学校についても、できる限りの援助をしていきたいと考えています。

委員長 保護者が一緒におられる子ども達、又は長くおられる人と短い予定の人と、これはまたさまざまでしょうね。

担当部長 はい。

委員長 その対応も、全く個別的ですよ。

山田委員 あと、わからない方が多いでしょうね。

担当部長 各避難所で聞きとり調査をしてみると、今、山田委員、言われたように、今後どういふふうになるのか、あるいは今親戚に身を寄せている状況があるけども、それがいつまで続けられ、次に定住できるような状況があるのかどうかが一番多いようです。したがって、次の段階としては、一時避難から次の生活をどういふふうに設計していくか、その辺のサポートもしていく段階に来てると思いますので、その辺注意深く支援をしていきたいと思えます。

委員長 これは、教育長の判断のもとに、あるいは本部長のもとにしっかりと対応していただきたいですね。よろしくお願いします。

そのほか、皆さんのほうで何かございますか。

山田委員 これも関連なんですけれども、放射能の問題等も、多分ご心配の声というのは、たくさんまたいろいろあって、外で運動するとかしないとかいうようなことに関しても、どの見識を持って臨むのが正しいかという判断が、教育委員会で多分求められてくると思えます。これは、本当に、ただ、今までの基準を、何を当てはめればいいのかというものが、はっきりしたことがないので、これは、教育長のもちろんご判断でやっていただきながらだと思えます。

余談ですけども、私の友人、同級生が貿易振興会、香港の貿易振興、ジェットロみたいなやつに就職、働いていますが、千葉県産の農産物が、今はもうちょっと水揚げできないんだというような、要はこれはもう風評被害の域の話ですけども、外から見るとそう見えるみたいなところがありますので、農産物じゃないですけども、非常にそういったことに関してはナーバスになってくる中で、しっかりとした根拠に基づいた判断というものをぶれずにやっていかないと、余計な心配をかけることになるんじゃないでしょうかから、お願いというか、よろしくお願いします。

担当部長 今、山田委員が言われたように、その基準について、例えば福島県内の幾つもの学校で基準を超える数値が出てるけども、その数値はどのいふふう判断していったらいいかというような指標が、まずはっきりしてないのが現状ですので、まず保体課のほうを中心と

なって、データ収集を入念にしています。そして、千葉県や国の基準をもとに、松戸市では判断していきたいと思います。

様々なデータを基にメールが毎日来ています。各学校も校長が中心となり工夫をしているのが現状です。

校長会と連携を図りながら正しい情報発信に努めてまいります。

川村委員 この修学旅行の日程の中で、5月8日がまずありますね。これは、日光だと思えますが、保護者の方から心配だというような声はありませんか。

担当部長 修学旅行そのものについても、保護者の声ということで、今、情報はつかんでいません。恐らく、上がってくるというふうには思いますし、林間学園で、そのいつ何時地震が起きてどうなるかというようなことで、連絡体制を確立する必要があります。やはりきちんと学校の対応が求められる状況だと思いますので、きちっと説明できる状況を、バックアップしていきたいと思っています。

山田委員 給食は、もう開始するとかというのをうちの子供に聞いたんですが。

保健体育課長 給食についてですが、小学校は18日以降から、中学校は25日以降から開始ということになっております。実は、給食施設の破損状況、それから教育課程で家庭訪問を入れる学校など、多少事情が違いますが早いところで、小学校は18日から開始しますし、中学校は25日から開始します。今、その準備で、どこの学校もいろんな形で一生懸命やっています。

以上です。

教育長 結果的には、例年とほぼ同じ次期ですね。すぐはやれないので。

委員長 ほかに、何かございますか。

(「なし」の声あり)

特にありませんか。

委員長 それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局、お願いします。

企画管理室長 次回、平成23年5月定例会でございますけれども、来月、平成23年5月12日の木曜日午後2時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。よろしくお願いたします。

委員長 はい、ありがとうございました。

委員の皆さん、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、確認いたします。

次回教育委員会会議は、平成23年5月12日木曜日午後2時から教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

委員長 以上をもちまして、平成23年4月定例教育委員会会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 2時55分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員